

令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜 における特例日（追検査日）に関わる実施要綱

島根県教育委員会
松江市教育委員会

■推薦選抜等の基本原則

島根県公立高等学校入学者選抜 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜（以下「推薦選抜等」という。）の受検会場は志願先の高等学校（以下「学校会場」とする）とし、選抜方法は、面接及び作文・実技検査等とする。

受検会場の運営は各高等学校が担当し、面接は令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」とする）に基づき、対面で実施する。

■対応の概要

推薦選抜等の特例日（追検査日）の設定

各高等学校が設定した実施日に、新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検生が出た場合、特例日（追検査日）として令和6年1月22日（月）～24日（水）の3日間のうち、各校の都合に合わせて、特例日（追検査日）を1日設定する。

1 検査会場

学校会場を基本とする。

2 受検対象者

各高等学校が設定した実施日に、新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検生で医師の診断書等の公的証明書類を提出し、当該高等学校長が認めた者。

3 選抜方法

通常の学校会場での検査と同様とする。

4 受検までの流れ

- (1) 新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検生の在籍する中学校等の校長は、すみやかに受検する高等学校長に状況を連絡するとともに、特例日（追検査日）での受検希望の有無を伝える。
- (2) 連絡を受けた高等学校長はすみやかに教育指導課に報告し、特例日（追検査日）での検査実施について協議する。
- (3) 特例日（追検査日）での受検を希望する受検者は、1月19日（金）10時までに、当該高等学校長に医師の診断書等の公的証明書類を提出する。
- (4) 当該高等学校長は、提出された書類等を確認し、特例日（追検査日）の受検対象者を決定するとともに、面接等の時間及び場所を指定し、受検生の在籍する中学校等の校長を通じて受検対象者へ通知する。

■手続要領

1 特例日（追検査日）で受検する場合の手続

(1) 志願者の手続

公的証明書類を添え、「推薦選抜等 別日 受検願（様式Ⅰ）」を、受検生の在籍する中学校等の校長を経由し、1月19日（金）10時までに、出願先の高等学校長に提出する。

(2) 中学校等の校長の手続

中学校等の校長は、以下に示すア～ウのものを、1月19日（金）10時までに出願先の高等学校長に提出する。

- ア 推薦選抜等 特例日（追検査日） 受検願（様式Ⅰ） 1部
- イ 公的証明書類（医療機関等が発行する診断書等の証明書など） 1部
- ウ 推薦選抜等 特例日（追検査日） 受検者名簿（様式Ⅱ） 3部

(3) 高等学校の事務処理等

- (ア) 中学校等の校長から提出を受けた高等学校長は、特例日（追検査日）に受検する理由を審査し、県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、正当と認めた場合、受検を許可する。
- (イ) 受検を許可した高等学校長は、1月19日（金）11時までに特例日（追検査日）の受検者確定数を電話で県教育委員会教育指導課長に報告する。
- (ウ) 受検を許可した高等学校長は、「推薦選抜等 特例日（追検査日）受検者名簿（様式Ⅱ）」に検査場を記入のうえ、1月19日（金）17時までに、中学校等の校長を通じ受検者に通知する。
- (エ) 受検を許可した高等学校長は、1月19日（金）17時までに「推薦選抜等 特例日（追検査日）受検者名簿（様式Ⅱ）」1部を県教育委員会教育指導課長に提出する。

(4) その他

- (ア) 特例日（追検査日）の受検者の受検料は追加徴収しない。
- (イ) 特例日（追検査日）の受検者は推薦選抜等で交付された受検票を持参する。

2 その他

- (1) 受検上の注意等は各高等学校の指示による。
- (2) 実施要綱「Ⅲ 特別な配慮を必要とする場合の措置」2申請手続き(3)については、推薦選抜等においても同様とする。
- (3) 不測の緊急事態に備え、高等学校から中学校、受検生への連絡方法を確認しておくこと。